**生物遺伝資源の寄託に関する同意書**

本同意書は、寄託者が別添の「Accession Form for Deposit」（以下「AF」という。）に記載の生物遺伝資源を、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「NBRC」という。）に寄託するにあたり、相互の同意事項を定めるものである。

（定義）

第１条　本同意書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

一　生物遺伝資源とは、微生物（細菌、放線菌、アーキア、糸状菌、酵母、微細藻類、ウイルス（バクテリオファージを含む。））又はDNAをいう。

二　遺伝子組換え体とは、微生物の形質転換を目的として、細胞外において核酸を加工する技術によって得られたデオキシリボ核酸又はその複製物を有する微生物をいい、微生物として取り扱う。

三　複製物とは、生物遺伝資源を培養又は増幅して得られた、生物遺伝資源の培養物又は増幅物をいう。

四　派生物とは、生物遺伝資源及び複製物の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる生化学化合物をいう。これには遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。

五　改変物とは、生物遺伝資源、複製物又は派生物を利用して得られた、元とは異なる新たな特徴を有する物をいう。

六　生物遺伝資源等とは、生物遺伝資源並びにその複製物、派生物及び改変物を併せていう。

七　寄託者とは、NBRCに対して生物遺伝資源の寄託を行う者をいう。

八　利用者とは、NBRCから「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」に基づき生物遺伝資源の分譲を受ける者及び利用する者をいう。

九　非商業的利用とは、研究開発など利用段階では収益を得ない活動の範囲で生物遺伝資源等を利用することをいう。

十　商業的利用とは、前号以外の場合であって、製造又は検査など収益を得ることを目的とした活動において生物遺伝資源等を利用することをいう。生物遺伝資源等を利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を行う場合を含む。

十一　原産国とは、生物遺伝資源が生態系及び自然の生息地に存在している状況において、当該生物遺伝資源を有する国をいう。

十二　提供国とは、生物遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。

十三　許可証等とは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）第6条第３項(e)に定められる、提供国が交付する事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠及び相互に合意する条件を設定したことを定めた許可証又はこれに相当するものをいう。

十四　IRCC（国際的に認知された遵守証明書）とは、名古屋議定書第17条第2項に定められる、提供国から交付された許可証等の情報で、ABSクリアリングハウスに登録された情報をいう。

十五　NBRC番号とは、寄託を受けた生物遺伝資源を識別するためにNBRCが付与する一意の番号をいう。

十六　標品とは、寄託を受けた生物遺伝資源を保存する又は分譲する目的でNBRCが調製する物をいい、その種類は複製物及びゲノムDNA（微生物から抽出した全DNA）とする。

十七　コレクションとは、世界微生物株保存連盟（WFCC: World Federation for Culture Collections）に登録されているカルチャーコレクション又は日本微生物資源学会の機関会員をいう。

（生物遺伝資源の寄託）

第２条　寄託者は、本同意書及びAFを以て、AFに記載の生物遺伝資源をNBRCに寄託する。

２　寄託者は、寄託に際して次の各号を保証する。

一　「生物遺伝資源の寄託」という行為に対し、条約（協定・議定書を含む。）上、原産国又は提供国における法令上若しくは契約（NBRCの属するNITE又はNBRCとの契約は除く。）上禁止又は制限が無いこと。

二　第6条及び第7条に定めるNBRCが当該生物遺伝資源を利用する行為及び分譲する行為が第三者の有する知的財産権その他一切の権利を侵害しないこと等、NBRCの属するNITE及び第三者に損害を与えないこと。

三　当該生物遺伝資源が次の各号に該当しないこと。この号は外国に居住する寄託者には適用しない。

イ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等として指定される病原体等

ロ　家畜伝染病予防法において家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体として指定される動物病原体

ハ　研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成１６年文部科学省・環境省令第一号、同省令が改訂された場合には改訂後の省令に拠るものとする。）においてP3、P3A又はP3Pレベル以上の拡散防止措置を必要とされる遺伝子組換え体

ニ　バイオセーフティレベル3以上の取扱いが必要と判断される微生物又そのDNA

３　寄託しようとする当該生物遺伝資源にIRCC番号が付与されている場合、寄託者は当該IRCC番号をNBRCに提出しなければならない。

４　寄託者は、寄託を行う際に、NBRCが生物遺伝資源の分譲を行う際に利用者に提示する利用条件を次の各号から１つ指定する（AF 「4 Conditions stipulated in the article 2.4 of MTA-deposit for utilization of the strain」）。

一　利用目的の制限無し

利用者は生物遺伝資源等を非商業的及び商業的利用できる。

二　利用目的は非商業的利用に限定。利用者が商業的利用を行おうとするときは寄託者への事前通知が必要。

利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者へ事前に通知する。通知を受けた寄託者は、利用者の商業的利用を制限することはできない。

三　利用目的は非商業的利用に限定。利用者が商業的利用を行おうとするときは寄託者との事前合意が必要。

利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に協議し合意を得るものとする。

四　利用目的は非商業的利用に限定

利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用することができる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。ただし、知的財産権の出願は行えないものとする。なお、この号の選択は、原産国の法令等により、寄託しようとする生物遺伝資源の商業的利用が禁止されている場合に限る。

五　利用条件は寄託者が指定

利用者は寄託者が指定した第一号から第四号以外の利用条件に従う。ただし、次の条件を寄託者は指定できない。

イ　NBRCが行う分譲に際し、寄託者又は寄託者が指定する第三者の許可を必要とする条件

ロ　寄託者がNBRCから利益の配分を求める条件

ハ　寄託者が分譲先を制限する条件

ニ　その他、NBRCが受け入れないと判断した利用条件

５　寄託者は、寄託後いかなる場合においても、NBRC及び利用者に対して当該生物遺伝資源等について利用の差し止め、金銭の支払い等を一切請求してはならない。

６　寄託者は、第４条第１項に基づく受託証の発行又は第４条第２項に基づくNBRC番号の通知前に、第４項第二号、第三号、第四号若しくは第五号の条件を同項第一号に変更することができる。

７　本同意書及び当該生物遺伝資源をNBRCが受領した時点で、NBRCが保有している当該生物遺伝資源に関する所有権はNBRCに移転するものとする。この場合、寄託者が保有する当該生物遺伝資源に係る知的財産権及び寄託者自らが保有している当該生物遺伝資源の所有権は、NBRCに移転しない。

（寄託者の地位及び権利の譲渡禁止）

第３条　寄託者は、本寄託によってNBRCに対して有する一切の寄託者としての地位、権利及び義務について第三者に対して譲渡することはできない。ただし、法令上の規定により、第三者に対して包括承継された場合を除く。

２　寄託者は前項ただし書に基づく包括承継を行った場合、速やかに書面でNBRCに通知する。

（生物遺伝資源の寄託の受入れ通知）

第４条　NBRCは、寄託者が指定する条件の内容に基づき寄託を受ける場合、当該生物遺伝資源を保存するとともに、生物遺伝資源の名称、NBRC番号、登録日、利用条件等を記載した又は利用条件に関する書面を添付した受託証を寄託者宛に発行する。

２　寄託者が希望する場合は、前項の受託証の発行前にNBRCからNBRC番号の通知を受けることができる。

（寄託者による寄託の解除）

第５条　寄託者は、寄託に係る生物遺伝資源をNBRCが受領した後であっても、前条第１項に基づく受託証を受領する前又は前条第２項に基づくNBRC番号の通知を受けていないときに限り、当該寄託の解除を申し出ることができる。

２　寄託の解除に際して書面の返却、生物遺伝資源等の返還に係る送料等は寄託者が負担する。

（生物遺伝資源の公開）

第６条　NBRCは、次条に定める生物遺伝資源の分譲のため、NBRC番号とともに寄託時に提供を受けた生物遺伝資源に関する情報を公開することができる。また、当該生物遺伝資源を調査して情報を更新・付加し、公開することができる。

２　寄託者は、前項により生物遺伝資源及びその関連情報が公知となることに同意する。ただし、寄託者が希望する場合に限り、NBRCが受託証を発行した日から最長３年間は非公開にすることができる。

３　前項のただし書きに関わらず、NBRCはNBRC番号が公知になったことを確認した時点以後、寄託者の同意を得ることなく、また、寄託者に通知することなく公開することができる。

４　NBRCは、公開している生物遺伝資源について、次の各号のいずれかに該当した場合は、寄託者に通知することなく公開を中止又は公開を一時的に中止することができる。

一　第９条第一号に該当する場合

二　第９条第二号に該当する場合

三　品質管理等の結果、雑菌汚染等の問題が発見された場合

四　NBRCが分譲停止とすることが必要と判断した場合

（生物遺伝資源の分譲・寄託）

第７条　NBRCは、寄託された生物遺伝資源について分譲用の標品を作製し、「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」に定める分譲条件及び寄託者が指定する利用条件の下、利用者の求めに応じて利用者に分譲し利用させることができる。

２　分譲で得られた手数料はNBRCの収入とする。

３　寄託者が自ら寄託した生物遺伝資源の分譲を依頼した場合、NBRCは無償で分譲を行うものとする。ただし、発送先が寄託者であり、かつ、年度（4月～翌年の3月末）において1標品に限るものとし、また、その期間は受託証を発行した年度を含め以降５年間とする。海外へ発送する場合の送料と梱包材料費は寄託者が負担する。

４　NBRCは、第２条第４項第一号又は第四号の利用条件で寄託された生物遺伝資源をコレクションに寄託することができる。ただし、当該NBRCによる寄託は、寄託者が本同意書に基づき寄託する際に指定した第２条第４項第一号又は第四号の利用条件のまま、当該コレクションから分譲を行うことが可能な場合に限る。

（生物遺伝資源等の利用者による第三者利用）

第８条　NBRCは、前条に基づきNBRCから生物遺伝資源の分譲を受けた利用者に対し、当該生物遺伝資源等を第三者に利用させず、また、分譲や分与を行わせない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合のみ、利用者自らが利用している生物遺伝資源等について、第三者に同意書等の内容を厳守させ、また、第三者による利用が終了した時点で当該第三者に生物遺伝資源等を廃棄又は返却させることを条件に、第三者に利用させることを可能とする。

一　解析、培養等を目的とした業務委託

二　分譲依頼書に記載の利用目的の範囲内で利用者と第三者の間で実施される共同研究

三　前各号以外であってNBRCが許可する場合

２　寄託者が指定した利用条件が第２条第４項第一号の場合、派生物及び改変物は前項の対象としない。

（生物遺伝資源の返還・廃棄）

第９条　NBRCは、次の各号のいずれかに該当する場合、寄託された生物遺伝資源の複製物を寄託者に返還、又は寄託者の了解の上、廃棄することができる。ただし、第二号の場合であって、緊急的に廃棄が必要な場合には、寄託者の了解を得ることなく廃棄することができる。この場合、NBRCは当該廃棄後に当該寄託者に通知するものとする。

一　生物遺伝資源を維持・管理することが困難である又は生物遺伝資源をNBRCで扱うことが不適当であると判断した場合

二　生物遺伝資源を保有していることが条約（協定・議定書を含む。）、法令若しくは契約等に違反している場合、又は公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体若しくは財産に悪影響を及ぼす可能性があると判断した場合

（情報の取扱い）

第１０条　NBRCは、本同意書及びAFに記載の内容について、寄託者の同意無く生物遺伝資源の寄託・公開・分譲に係る業務以外には用いない。

２　前項に関わらず、NBRCは、条約、法令、諸規則、条例等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合又はその他NBRCが必要と判断する理由がある場合は、寄託の内容（個人情報を含む。）について第三者に開示することができる。

３　前項に基づき寄託の内容を提供する場合、原則として提供する情報の範囲は本同意書及びAF並びに受託証に記載の内容とする。

（分譲後の利用条件についての協議）

第１１条　第７条第１項により分譲した生物遺伝資源が、第２条第４項第二号又は第三号により寄託されている場合、又は第五号により寄託され寄託者と協議する等の条件が含まれている場合において、利用者が当該分譲後に当該利用条件に基づく協議を行いたい旨NBRCに連絡があった場合には、NBRCは当該生物遺伝資源の寄託者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレスをNBRCが利用者に開示することに同意する。

２　寄託者は、利用者から利用に際して事前協議の依頼があった場合は、正当な理由なくこれを断ってはならず、必ず対応しなければならない。また、寄託者は当該協議の結果をNBRCに連絡しなければならない。

３　寄託者は、前項の利用者との協議において、特に、商業的利用に関しては、正当な理由なく利用者が不利益を被るような条件を付けてはならない。

（生物遺伝資源の分譲業務の譲渡・移管）

第１２条　NBRCは、寄託者の同意を得ることなく、第6条及び第7条に定めるNBRCが当該生物遺伝資源を利用する権利及び分譲する業務を包括的に第三者に譲渡し、かつ寄託者に対して有する受託者としての地位、権利および義務の全部又は一部について譲渡することができる。

（NBRCからの通知）

第１３条　NBRCから寄託者に対して通知する場合は、原則としてAFに記載の寄託者の連絡先宛に通知するものとし、寄託者が連絡先を別途届け出た場合はその連絡先に通知する。

２　寄託者は連絡先が変更になった場合、速やかにNBRCに届け出るものとする。

３　NBRCは、NBRCが寄託者に対して連絡を取ることができないことに起因又は関連して寄託者に生じた損害について機構は一切その責任を負わない。

（NBRCの免責）

第１４条　NBRCは、その理由の如何を問わず、自然災害その他の不可抗力による生物遺伝資源及び複製物の死滅、変質や散逸等について、責任を負わない。

２　NBRCは、NBRCの故意又は重過失による場合を除き、寄託者と第三者（利用者を含む。）との間で生じた一切の紛争について何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。

（契約の終了及び契約終了後の取扱い）

第１５条　本同意書に基づく寄託者とNBRCとの寄託に関する契約関係は、次の事由が発生した場合には終了する。

一　第４条に基づきNBRCが保存した生物遺伝資源が死滅、変質、散逸したとき

二　第５条に基づき寄託の解除が行われたとき

三　第９条に基づき寄託者に返還又は廃棄したとき

四　NBRCから寄託者に通知を試みたにも関わらず、半年以上に渡って寄託者と連絡を取ることができないとき

２　前項に関わらず、前項第二号の事由以外によって契約関係が終了した場合、その時点で当該生物遺伝資源の利用者が存在する場合は、寄託者は当該利用者の利用が終了するまで、当該寄託者の当該利用者に対する権利義務は継続するものとする。

３　第１項第四号の事由によって契約関係が終了した場合、NBRCは引き続き生物遺伝資源を保有し、公開及び分譲を行うことができる。この場合、NBRCは本同意書及びAFで指定される条件に関わらず、生物遺伝資源の分譲を行う際に利用者に提示する利用条件を第２条第４項第一号に変更することができる。

4　第２条第５項及び第１４条の規定は、本同意書に基づく寄託者とNBRCとの寄託に関する契約関係が終了した後も、その効力を有する。

（準拠法及び同意管轄裁判所）

第１６条　本同意書の準拠法は、日本法とする。

２　NBRCと寄託者は、本同意書に起因又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

（協議）

第１７条　NBRCと寄託者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　バイオテクノロジーセンター所長　殿

本同意事項に同意の上、AFに記載の生物遺伝資源を寄託します。

寄託者

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者 | 代表者（機関の代表者等） |
| 氏名: | 氏名: |
| 署名: | 署名: |
| 役職: | 役職: |
| 組織名： | 組織名： |
| 住所：〒  電話：  E-mail： | 住所：〒  電話：  E-mail： |
| 日付: / / | 日付: / / |

Depositor’s strain No. (strain label)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. |  | 11. |  | 21. |  |
| 2. |  | 12. |  | 22. |  |
| 3. |  | 13. |  | 23. |  |
| 4. |  | 14. |  | 24. |  |
| 5. |  | 15. |  | 25. |  |
| 6. |  | 16. |  | 26. |  |
| 7. |  | 17. |  | 27. |  |
| 8. |  | 18. |  | 28. |  |
| 9. |  | 19. |  | 29. |  |
| 10. |  | 20. |  | 30. |  |